

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和7年10月24日

独立行政法人水資源機構
木津川ダム総合管理所
所長 杉浦 友宣

1. 目 的

この歩掛参考見積の募集は、木津川ダム総管理事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 水資源機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、淀川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出して下さい。

なお、参考見積書の様式は問いません。

- (2) 提出期間：令和7年10月24日（金）から令和7年11月5日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前9時から午後5時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 所長 杉浦 友宣 宛

【担当】木津川ダム総合管理所 経理課 芳井

〒518-0413 三重県名張市下比奈知2811-2

TEL 0595-64-8961 FAX 0595-64-8964

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAXまたはメール（社印があること）により提出するものとします。（社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能）

4. 参考見積内容

- (1) 業務基本条件

別紙の「見積仕様書」のとおりとします。

- (2) 業務作業項目、作業内容

作業項目	作業内容	作業数量
計画準備	過年度調査結果の把握、業務計画書作成	1式当たり

現地調査計画	過年度の調査結果確認、現地踏査	1 式当たり
成体等の生息確認調査	時期：令和 8 年 5 月 回数：1 回 距離：約 32 km 時間帯：夜間（8 時間／1 回）	1 回当たり
成体等への影響の整理	過年度調査を踏まえた結果の整理	1 式当たり
有識者の指導等	有識者へのヒアリング資料作成、説明補助【見積対象は直接人件費のみ】	1 式当たり
報告書作成	業務成果のとりまとめ	1 式当たり

（３）業務費の構成と歩掛見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費（業務費）の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費のうち、上記（２）「業務作業項目、作業内容及び作業数量」を実施する為に必要な技術者、資機材の人数等を徴取します。

（４）技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

- （１）提出期間：令和 7 年 10 月 24 日（金）から令和 7 年 10 月 28 日（火）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- （２）提出場所：3. （３）に同じ。
- （３）提出方法：3. （４）に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- （１）閲覧期間：令和 7 年 10 月 29 日（水）から令和 7 年 11 月 5 日（水）まで
- （２）閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とする。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

見 積 り 仕 様 書

業務目的

本業務は、川上ダム周辺に生息している特別天然記念物オオサンショウウオについて、生息確認調査等を行うものである。

歩掛条件

本業務の現地調査を行う調査員については、複数人／班かつオオサンショウウオの調査経験を有する者を1名以上含めることを条件とする。

準拠基準

調査手法等については以下の基準類に準拠することを基本とする。

準拠1． 特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針 2012（2012 年 3 月）

三重県教育委員会・奈良県教育委員会

準拠2． オオサンショウウオ個体登録マニュアル（2016 年 4 月）

日本オオサンショウウオの会

第1節 計画準備

受注者は、業務全般を把握し、調査内容の要点を整理・確認の上、業務計画書を作成するものとする。

第2節 現地調査計画

受注者は、過年度の報告書で調査方法及び結果を確認し、別添図に示す調査範囲の現地踏査を行った上で、現地調査計画を作成するものとする。なお、現地調査は調査成果に大きく影響することから、現地調査計画書については十分な検討を行い、監督員の承諾を得るものとする。

第3節 成体等の生息確認調査

- (1) 前深瀬川筋及び川上川筋における成体及び亜成体（以下、「成体等」と呼ぶ。）の生息確認調査を行うものとする。具体的な調査方法については、別紙に示す。なお、調査の対象は成体等とするが、孵化幼生及び孵化幼生後の幼生が確認された場合は併せて確認を行うものとする。
- (2) 調査範囲は別添図に示すとおりとし、全区間を漏れなく調査することとする。なお、ダム湛水域においては、調査時における湛水上流端より上流を調査範囲とする。
- (3) 調査は目撃法（タモ網による捕獲）により行うものとする。捕獲した個体は、別紙に示す方法で計測等を行うものとする。計測等の終了後、捕獲した成体等を元の場所に放す。
- (4) 時期、回数等は以下のとおりとする。
 - a. 時 期：令和8年5月
 - b. 回 数：1回（延べ8日程度）
 - c. 距 離：約32km（前深瀬川流域（別添図参照））
 - d. 時間帯：夜間（8時間／日）

第4節 成体等への影響の整理

調査結果について、湛水前に川上ダム建設所で実施したオオサンショウウオの移転に伴う影響の把握という視点に基づき、過年度調査の結果も踏まえて整理するものとする。

整理する項目は、以下の内容のとおりとする。

- (1) 経年的な確認個体数
 - a. 確認個体中の移転個体・移転個体以外の内訳
- (2) 肥満度（体重／全長³）の変化
 - a. 移転個体・移転個体以外 of 肥満度
 - b. 確認区間別の肥満度
 - c. 肥満度の経年変化
- (3) 移動状況
 - a. 前回確認地点との比較による移動距離
 - b. 個体の肥満度・全長と上下流への移動の関係
 - c. 個体の定着状況
- (4) 個体数密度および集中箇所
 - a. 区間ごとの個体数密度
 - b. 横断構造物付近の確認個体
- (5) 遡上路設置箇所におけるマイクロチップによる移動履歴

整理の方法は、過年度の業務の整理内容に準拠することを基本とする。また、確認個体数等で経年変動が見られる調査結果については、その変動要因についても既往調査データを踏まえ考察を行うものとする。

（参考：過去の成体等の生息確認調査による確認個体数は、H29：約 290 個体、H30：約 290 個体、R1：約 400 個体、R2：約 390 個体、R3：約 400 個体、R4：約 300 個体、R5：約 400 個体、R6：約 340 個体である。）

第 5 節 有識者の指導等 【直接人件費のみを見積対象とする。】

- (1) 発注者は、調査計画及び調査結果についての指導、助言を得るために、有識者ヒアリングを行う計画である。
- (2) 受注者は、調査結果を取りまとめた説明資料を作成し、5 月の現地調査終了後、1 ヶ月以内に監督員に提出するものとする。

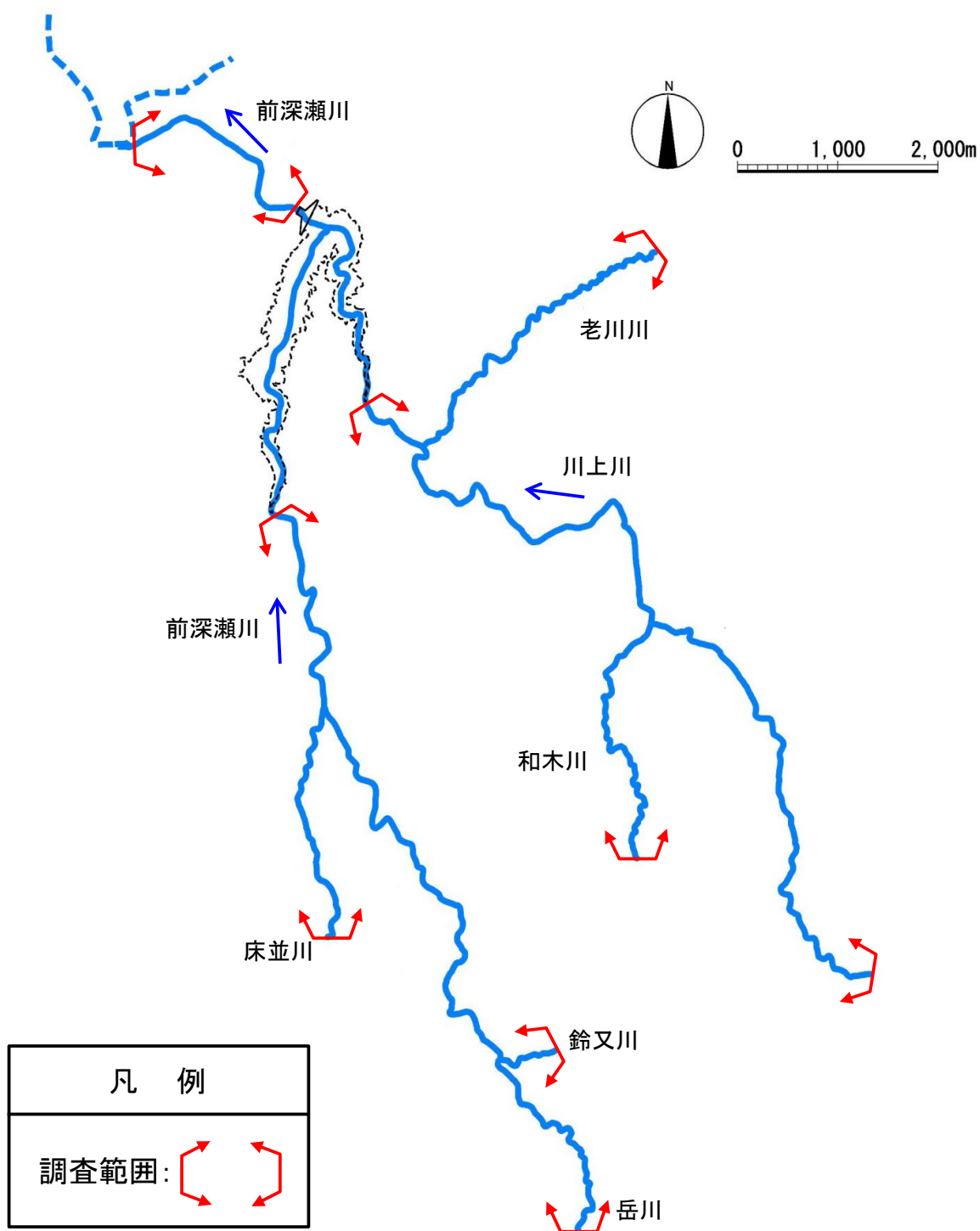
受注者は、有識者ヒアリングに同席し、機構が行う説明を補助するものとし、ヒアリング結果については簡潔にとりまとめ、提出するものとする。
- (3) 有識者ヒアリングの回数は 2 回とする。
- (4) 有識者ヒアリングの日時の設定は発注者が行い、有識者への謝金は、発注者が負担する。有識者ヒアリングは 1 回 2 時間程度とする。

第 6 節 報告書作成

受注者は、業務の成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

以 上

調査範囲
(成体等の生息確認調査)



成体等の生息確認調査

[調査概要]

- ◆ 湛水区域を除く前深瀬川筋及び川上川筋約 32km 区間（別添図参照）オオサンショウウオの成体等（成体及び亜成体（幼体））の生息状況を把握するものである。
 - ◆ 調査時期、調査回数は令和 8 年 5 月に 1 回とし、1 班は複数名で構成する。
（参考：過去の延べ調査人数は、H29：49 名、H30：48 名、R1：49 名、R2：42 名、R3：44 名、R4：44 名、R5：53 名、R6：48 名）
 - ◆ 調査方法は、夜間（日没から 8 時間程度を目安とする）に河川内を踏査し、目撃法（タモ網・潜水目視による捕獲）により行う。
 - ◆ 捕獲した個体の全長、体重等を、「成体等の保護・移転」における「全長、体長等の計測」と同様の方法で計測を行うものとする。マイクロチップの反応がない個体については、左肩の皮下にマイクロチップを挿入するものとする。計測等の終了後、捕獲した成体等を元の場所にする。
- ※調査体制や日数等は、調査の進捗に応じて適宜調整する。

[調査方法]

- ◆ 成体等（成体および亜成体）を主対象とする。調査範囲を踏査し、転石等の間隙に潜む成体等を目撃法（タモ網による捕獲）により捕獲する。また、淵や堰堤下等の陸上目視が困難な箇所では潜水目視を併用して深場や間隙の奥に潜む個体を捕獲する。
- ◆ 捕獲した成体等は、マイクロチップの有無の確認と、オオサンショウウオ个体簿（「特別天然記念物オオサンショウウオ保護管理指針 2012（2012 年 3 月）三重県教育委員会・奈良県教育委員会」p.25）を記入する。また、図 3 に示す様式に従い、個体の状況（全長、頭部、尾部、総排出腔）及び確認地点（近景、遠景）の写真を撮影する。
- ◆ 全長 20 cm 以上でマイクロチップの反応が無い個体については、発注者から支給されたマイクロチップを左肩付近の皮下に挿入するものとする。また、DNA 分析用のサンプルを採取する。DNA サンプルは尾部から採取し、無水（100%）エタノール液で満たしたクライオチューブに保存する。クライオチューブにはオオサンショウウオの個体識別番号を記したシールを貼る。
- ◆ 成体等の生息確認調査に限らず、オオサンショウウオの滅失個体が確認された場合は、コンテナボックスに収納して持ち帰る。



図 1. 夜間調査の様子



図 2. 間隙の確認状況

(オオサンショウウオ個体調査票様式1)

No. _____

登 録 番 号 : _____ 発見年月日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 H
 <新規・再捕> 発見時刻 : _____ 時 _____ 分
 放 逐 時 刻 : _____ 時 _____ 分

標 識 番 号 : _____ マイクロチップ No. : _____

体 重 : () () - () () = _____ g
 全 長 : () () () () _____ mm
 尾 高 : () () () _____ mm
 尾 長 : () () () _____ mm
 眼 中 心 間 距 離 : () () () _____ mm

前肢左 (背面) 前肢右 (背面) 後肢左 (背面) 後肢右 (背面)

尾 の 傷

体色・模様の特徴、寄生虫

隆起の有・無

河 川 名 : _____ 川 (_____ 川支流)
 地 名 : _____ 市・町・村 _____ メッシュコード _____
 地 点 : _____ より _____ 流方向に _____ m
 川 幅 : _____ m 水 深 : _____ cm
 川 岸 よ り の 距 離 : <左・右> 岸より _____ m

発 見 状 況 : <隠れ家内部・外部> <静止・移動中>
 頃 の 方 向 : <上流・下流・左岸・右岸>
 隠れ家と思われる岩 : <ある・ない> 岩のサイズ _____ cm × _____ cm
 岩のサイズ _____ cm × _____ cm
 水 流 : <ない・緩い・急流>

水 温 : いた場所 _____ °C
 気 温 : _____ °C

===== 特記事項 (関連生物・植生・処理) =====

調査機関名 _____ 調査者 _____
 連絡先 _____

図 3. 様式のイメージ